

ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1．実施期間 平成29年8月2日～平成29年8月31日

2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3．提出状況 2通

4．頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】 本添加物についてですが、先ず「基原原料」の表示義務がありません。「キャッサバ」「タピオカ」「とうもろこし」等のような原料が使用されているか一般消費者の方には非常に分かりにくいのが現状だと思います。また、「片栗粉」と称して販売されているも多々あり「食品添加物」であるにもかかわらず「食品」として使用しても何ら問題無く使用限度量も不明です。安全が担保されていないとされる検査結果もあり、非常に「グレー」と考えています。殺虫剤へ使用した際の残存の有無という事より「本添加物の安全性評価」をもっと重点的に調査するべきではないでしょうか？</p>	<p>【回答1】 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンの添加物としての用途については、添加物評価書「加工デンプン」として既に食品健康影響評価が行われており、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はないと評価されています。 今回は農薬の用途とする場合における食品健康影響評価を要請されたものです。 食品の表示についての御意見は、担当機関である消費者庁にお伝えします。</p>
<p>【意見2】 担当殿 (1)当該物質は大衆が直接、口にするものです。よって毒性試験とりわけ遺伝毒性においてはエームス試験だけで最終的な結論めいた報告書にするのは片手落ちです。 (2)新鮮な人リンパ球をもちいた遺伝毒性試験をするべきと提案するしだいで</p>	<p>【回答2】 添加物評価書「加工デンプン」において、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンを含む加工デンプンは遺伝毒性を有しないと既に評価されています。 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンが農薬として使用される場合にあって、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンの摂取量を増加させる可能性は極めて低いと判断されることか</p>

(3) 専門機関の秦野研究所にもご相談ください。	らも、御提案の試験を実施する必要性は低いと考えます。
--------------------------	----------------------------

頂いたものをそのまま掲載しています。